

## 別紙

### 令和元年度 介護保険事業所等実地指導 主な指摘事項 (揖斐県事務所)

サービス種類	指摘項目	指摘事項
訪問介護	文書指摘	運営規程の概要等について、事業所の見やすい場所へ掲示するとともに、記載内容を最新のものに修正すること。
訪問介護	文書指摘	高齢者虐待防止のための研修を定期的実施すること。
(介護予防) 短期入所生活 介護	口頭指摘	第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）を重要事項に記した文書を交付して説明を行うこと。
(介護予防) 短期入所生活 介護	口頭指摘	第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）を重要事項に記した文書を交付して説明を行うこと。 ユニット毎の職員の配置予定、配置実績を把握できるよう管理すること。 機能訓練指導員が従事した記録を残すこと。
訪問介護	文書指摘	従業者等の雇用時等に秘密保持についての取り決めを行うなど、秘密保持に必要な措置を講ずること。 指定訪問介護の事業の会計とその他の会計を区分すること。
(介護予防) 訪問リハビリ テーション (介護予防) 通所リハビリ テーション	口頭指摘	運営規程に、事故発生時の対応について記載をすること。 苦情解決における、苦情受付担当者及び解決責任者を明らかにすること。 高齢者虐待防止に関する研修を実施すること。 訪問リハビリテーションに係る個人情報の記載された書類は必要な者のみが扱うよう施錠できる場所で保管をすること。 資格者証について、氏変更の手続きがされていないため改善すること。
通所介護 (介護予防) 短期入所生活 介護	口頭指摘	重要事項説明書に、事故発生時の対応について記載すること。
介護老人福祉 施設	文書指摘	排せつ支援加算について、医師と連携した看護師が改善見込みの判断をする場合は、その内容を支援の開始前に医師へ報告することとなっているが、医師への報告を確認できない事例がみられた。自己点検を実施の上、適切な処理を行うこと。

<p>(介護予防) 特定施設入居 者生活介護</p>	<p>文書指摘</p>	<p>(介護予防)特定施設入居者生活介護の利用者の被保険証にサービスの開始及び終了の年月日及び指定特定施設の名称の記載がされていなかったため、これを記載すること。</p> <p>運営規程について、貴法人における所定の手続きにより必要な改正を行うとともに、変更があったときは、10日以内に揖斐県事務所長あてに変更届を提出すること。</p> <p>事故発生時には、速やかに揖斐県事務所へ報告すること。</p>
<p>通所介護</p>	<p>口頭指摘</p>	<p>重要事項について、事業所のホームページに掲載する等周知に努めること。</p> <p>居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業所へ通所介護計画書を提供した場合は、記録を残すこと。</p>
<p>(介護予防) 訪問看護</p>	<p>文書指摘</p>	<p>運営規程について、貴法人における所定の手続きにより改正した後の正式な文書を作成するとともに、変更があったときは、10日以内に揖斐県事務所長あてに変更届を提出すること。</p> <p>苦情に関する相談窓口、苦情処理の体制及び手順等苦情を処理するために講ずる措置の概要について、事業所に掲示をすること。</p>
<p>(介護予防) 居宅療養管理 指導</p>	<p>口頭指摘</p>	<p>重要事項説明書に、事故発生時の対応及び第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）について記載をすること。</p> <p>提供する指定居宅療養管理指導等の質の評価を行い、常にその改善をはかること。</p> <p>発行する領収書に、医療費控除について記載をすること。</p> <p>高齢者虐待防止のための研修を受講すること。</p>
<p>訪問介護 (介護予防) 福祉用具貸与 特定（介護予 防）福祉用具 販売</p>	<p>口頭指摘</p>	<p>重要事項説明書に、事故発生時の対応及び第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）について記載をすること。</p> <p>苦情解決における、苦情受付担当者及び解決責任者を明らかにすること。</p> <p>緊急時訪問介護加算の対象となる指定訪問介護の提供を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、当該訪問介護の提供時刻及び緊急訪問介護加算の算定対象である旨等を記録すること。</p>